

(法第 10 条第 1 項第 5 号関係様式例)

設 立 趣 旨 書

I. 趣旨

近年、日本では、多くの外国人や外国にルーツを持つ人々が暮らしています。2024 年度の法務省では、在留外国人数は、358 万 8,956 人、これは人口の中で約 2.9%にあたります。また国際結婚で生まれる子どもの割合は 25 人に一人ともいわれています。

外国にルーツを持つ子どもは、多様です。何世代も前から日本で暮らしている家族の子ども、両親とも外国籍だが日本で生まれ育った子ども、一方の親が日本人で日本国籍を持っている子ども、学校の途中で日本に來日した外国籍の子ども、日本語が十分でない子どももいれば、逆に、日本語は話せるけれど母国の文化や言語を知る機会を持たない子どももいます。子どもたちの教育課題も、様々です。

多様な教育支援を必要としている子どもは、年々急増しています。外国人の散在地域である佐賀県では、他県に比べると、支援体制もまだ十分とはいえず、子ども集団の中においても少数であることから、勉強がわからない、コミュニケーションがうまくいかない等のために、不安や孤立感を抱えている子どもも少なくありません。保護者もまた日本語の読み書きができず、情報へのアクセスができず、日本の学校制度や学校文化のことがわからず、困っています。

子どもたちは、複数の文化と多言語の背景を持っています。将来のグローバル社会として日本と世界の架け橋になる子どもたちです。子どもたちひとりひとりが自らのルーツの国の文化に誇りを持ち、肯定的なアイデンティティを持てるような教育の環境づくりが求められています。将来日本で生きていくための学力を保障する同時に、子どもたちが学校や地域で、「違いを豊かさ」に変え、ともに生きる力を育む多文化共生社会が求められます。

2. 経緯

「わーるどーりんぐ」は、県内の外国にルーツを持つ子どもたちとその保護者が、孤立しないために、集い、語りあう場として、佐賀大学の教員とボランティア学生によって 2013 年に設立されました。その後、交流事業だけでなく、学習支援事業、研修事業、教育相談事業、調査研究事業と、幅広く総合的な教育支援をしています。

長年の積み重ねによって、支援される子どもたちだけではなく、学生もまた、子どもへの関わり方や異文化理解、多文化共生等、多くを学んで、教師として巣立って行っています。

今後より一層、行政や学校、他団体との連携を広げ、支援を必要として子どもたちに確実に支援が届くようにしたいと考え、NPOとして法人化することにいたしました。

だれもが自分らしく生きる権利があり、だれもが一人ぼっちだと感じるべきではないとの信念に基づき、分かち合い、耳を傾け、学び、支援し合う安全な場所を提供するために力を尽くしていきます。

これは、教育を受ける権利として、国籍や人種、民族等の違いにより差別されないという子どもの権利条約と SDGs に基づいています。

私たちは、準備会議を 5 回開催し、令和 7 年 4 月 19 日 設立総会を開催した。

令和 7 年 4 月 24 日

NPO 法人

さが子ども多文化センター・わーるどーりんぐ

氏名 松下 一世